

## 中原区民交流センター利用者の会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「中原区民交流センター利用者の会」(以下「利用者の会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 利用者の会は、中原区民交流センターについて、中原区役所と相互に連携して、協働で運営することを目的として設置する。

### (活動内容)

第3条 利用者の会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中原区民交流センターの運営に関すること。
- (2) 中原区市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) その他、市民活動の活性化のために必要なこと。

### (組織)

第4条 利用者の会は、中原区民交流センター設置運営要綱第7条に規定する登録を決定した団体(以下「登録団体」という。)で構成する。

### (役員会)

第5条 利用者の会に役員会を設置する。役員は、互選により選出された登録団体の代表者で構成する。

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員会は、必要に応じて部会を設置できるものとする。

### (代表、副代表)

第6条 利用者の会には、代表及び副代表を置くものとし、役員の中から選出する。

2 代表は、利用者の会を代表し、会務を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (利用者懇談会)

第7条 利用者の会は、年に1回、登録団体が参加する利用者懇談会を開催する。また、必要に応じて臨時の会議を開催することができる。

### (事務局)

第8条 利用者の会の事務局は、中原区役所まちづくり推進部地域振興課内に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。